

無料

2011年

11/19(土)

ワークショップ

時間：13:30～16:30

場所：飯田橋レインボービル

2階中会議室

(新宿区市谷船河原町11)

なぜ自死遺族に対する法的支援が必要なのか？ ～大家からの損害賠償請求を中心に

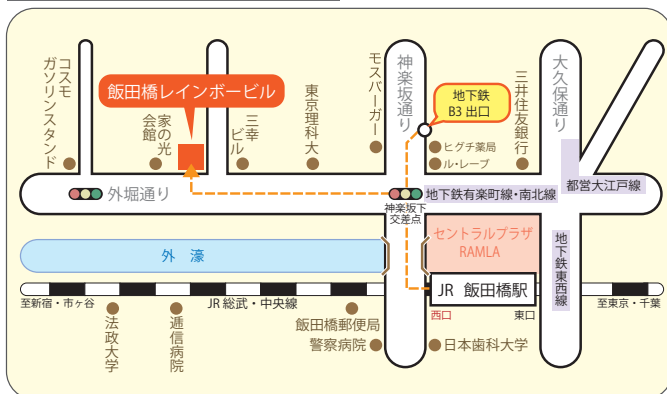
定員
80名

要事前申込
(裏面申込書)

講師：生越照幸
和泉貴士

(自死遺族支援弁護団)

会場地図



JR 飯田橋駅西口徒歩 5 分

地下鉄有楽町線・東西線・南北線 飯田橋駅 B3 出口徒歩 5 分

【講師からのメッセージ】

13年連続で年間3万人を超える自死者が出ているにもかかわらず、自死遺族（以下、自死者の法定相続人を自死遺族という）に関しては、自死に対する社会的な偏見も相まって、労災の分野以外、法的な問題として検討される機会は多くなかった。

そのため、多くの実務家にとっては、そもそもなぜ自死遺族の法的支援が必要となるのか、認識されていない状況だといえよう。

自死遺族が抱える法的問題の特殊性は、次のように分けて考えることができる。

- ①死者の法的問題
- ②自死遺族の法的問題
- ③自死遺族の体調に起因する問題
- ④自死に対する偏見に起因する問題

主催：NPO 法人全国自死遺族総合支援センター

自死遺族が抱える法的問題の特殊性や、自死遺族のための協力体制の構築の重要性について考える機会としたい。

ワークショップ

「なぜ自死遺族に対する法的支援が必要なのか?～大家からの損害賠償請求を中心に」

参加申込書

お名前	代表者	
	参加者2	
	参加者3	
ご所属		
ご連絡先	電話番号	FAX 番号
	メールアドレス	
参加人数		

●下記宛てに郵送・FAX・メールでお申し込みください。

NPO 法人全国自死遺族総合支援センター

〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-3-1 信幸ビル 302

FAX : 03-3261-4930 メール : office@izoku-center.or.jp

【お知らせ】 近日開催予定イベント

●フォーラム●

「いのちはだれのもの?どこへいく?～遺族とのかかわりから考える」

日 時 : 2012年1月9日(月・祝日) 13:30～16:30

講 師 : 尾角光美 (Live on 代表)

鶴戸西 努 (キリスト教牧師 宮崎市郡医師会病院カウンセラー)

前田宥全 (正山寺住職 自殺対策に取り組む僧侶の会副代表)

若林一美 (立教女学院短期大学学長 ちいさな風の会世話人)

コーディネーター : 藤澤克己 (自殺対策に取り組む僧侶の会代表)

総合司会 : 山口和浩 (NPO 法人自死遺族支援ネットワーク Re 代表)

場 所 : 飯田橋レインボービル会議室

●講演会●

「予期せぬ、突然の死を体験した子どもとその家族を、
いかに支えるか ～ダギーセンターモデルから学ぶ遺族支援」

日 時 : 2012年2月11日(土) 14:00～16:30

講 師 : ドナ・シャーマン (米国オレゴン州ダギーセンター所長)

場 所 : 家の光会館コンベンションホール

【お問合せ電話番号】03-3261-4350 (NPO 法人全国自死遺族総合支援センター)